

# 奨励助成金交付規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人赤澤記念財団（以下「当財団」という）の奨励助成金（以下「助成金」という）の交付に関する事項について定め、その公正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

## (助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

(1) 香川県内で下記の助成対象分野の活動をしている団体及び個人

- ① 教育事業
- ② 文化事業
- ③ 地域振興事業

## (申請者の募集及び資格)

第3条 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は、政府・民間の機関、団体または個人の如何を問わないものとする。ただし、同一の活動について他の財団の助成金等を受けていないことを原則とする。

## (申請及び申請期間)

第4条 申請者は、奨励助成金交付申請書に実施計画書を添付して当財団に提出しなければならない。

- 2 申請者は、毎年4月1日から5月の指定期日までに申請を行うものとする。ただし、当財団が特に必要と認めた場合は、上記期間外においても申請を受け付けることがある。

## (助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象分野の事業に消費する運営費及び施設費とする。

## (選考委員会の設置)

第6条 当財団は、助成対象者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める選考委員会規程で定める。

(助成金交付手続等)

第7条 当財団事務局長は、受け付けた申請書を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。

2 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

3 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事長は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

4 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(実施計画等の変更)

第9条 助成金の交付の決定を受けたのちに、実施計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の使用制限)

第10条 助成金の交付を受けた者は、第5条の規定に従い、その事業に直接必要な運営費及び施設費に使用しなければならない。

(整理保管)

第11条 助成金の交付を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、年度末までに当財団へ奨励助成事業実績報告書を提出しなければならない。

(監査)

第13条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を

受けた者に対し、経理ならびに事業内容等につき報告を求め、または経理ならびに事業内容等につき監査することができる。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第14条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる事業等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年12月12日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和8年4月1日より施行する。